
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 204 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 204 回金融商品専門委員会（2023 年 8 月 9 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示の取扱い及び財務諸表以外の開示への参照の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示に関する意見）

2. 信用リスク・エクスポージャーの開示に関する事務局提案に異論はない。
3. 信用リスク・エクスポージャーの管理区分は企業によって異なるため、基準において個別具体的に定めるのではなく、教育文書等で各社の管理状況に合わせた開示を認めていくことがよいと考える。
4. 債券等の有価証券については予想信用損失に基づく減損モデルの対象とするかどうかに関する議論が継続しているため、会計処理に関する今後の議論も踏まえて、開示について慎重に検討することがよいと考える。

（財務諸表以外の開示への参照に関する意見）

5. 将来的な実務の進展に備えて、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の定めを取り入れるとする事務局提案に賛成する。
6. 在外子会社が IFRS 会計基準に準拠して財務諸表を作成しているケースについて、何らか活用できる道筋を残しておきたいことから、IFRS 第 7 号の定めをそのまま取り入れる方がよいと考える。
7. IFRS 基準において財務諸表以外の開示への参照規定は金融商品に限らず他の基準においても定められており、また開示制度全体の枠組みに影響を及ぼす可能性があるため、本

プロジェクトで取り扱うのではなく、別のプロジェクトとして包括的に検討すべきと考える。

8. 有価証券報告書の財務諸表以外における開示やディスクロージャー誌を参照する場合、監査意見の対象ではないその他の記載内容の中に監査意見の対象となる記載内容が一部含まれる形となるため、監査報告書上の取扱いなども確認しておく方がよいと考える。

以 上